て解説する。

改めて一般廃棄物処理の特殊性と合特法の背景を踏ま

一般廃棄物処理業務における市町村の責務につい

本号では、

最高裁で確定した判例の解説に合わせ、

判決では地裁の判決を覆し、

随意契約は適法だとの判

高裁判所は上告の棄却を決定、福岡高裁の判決を是認

断が下された。原告は上告したが、平成26年4月に最

訴えを起こした。平成23年1月の佐賀地方裁判所判決既存業者と随意契約した市長に対し、住民グループが

佐賀県・伊万里市では、

浄化槽維持管理業務を地

では原告が勝訴したが、翌24年4月の福岡高等裁判所

当時、し尿は廃棄物でなく **月価物であった。都市化が**

有効利用されていた。

確となった。

市町村のし尿処理責任が明

され農業生産に活用される

元来「し尿」は、肥料化 | の昭和5年の改正により、

業界の誕生

(1)

されていった。明治33年に

困難となった。このため、 村は、し尿処理が急激に

であった「し尿」は不要と

進む中、化学肥料の急速な 晋及が原因となり、有価物

の汚物(廃棄物)処理責任 が定められたため、市町

処理する場所が無いため

処理責任を放棄し、業者 言い換えれば、市町村の

に責任を負わせ、業者は

清掃法により、市街化区域 昭和29年に制定された

施行された 「汚物掃除法」| 全国の処理施設を持たな

一業界の誕生の背景になる。

実態を容認し、行わせて

いたことになる。これが、

発 行 所 昭和 48 年 3 月 14 日 厚生省環第171号認可 全国環境整備事業

協同組合連合会 ₹ 103-0027 東京都 中央区日本橋 2-9-1 竹 一 ビ ル 4 階 TEL (03) 3272-9939

環境整備事業関係広報紙

本紙は一般廃棄物・浄 化槽保守点検清掃·産 業廃棄物等の取扱業 者による全国団体の 広報誌です。

【11月号】

会員·関係企業·官公

庁・地方公共団体に頒 布しております。

目 次

<u>2</u> -----

適正処理推進部会が研修会

1

解説・伊万里市判例の趣旨

廃棄物処理業者に対する

随意契

条において、「一般競争入 法は、地方自治法234

約を締結し代替業務を独 支援方法として、

占的に提供することを選

契約、せり売り」のいず 札、指名競争入札、随意

高裁の判決が確定となり

して棄却をしたため、福岡

に再検討の必要がないと

れかとなっており、本件

5~6届

伊万里市事件、

、判決全文

択した場合は、他の支援

林勘市顧問弁護士

として、原告の請求を認

被告に対し支払いを

の趣旨に重きを置いた判

審判決では、地方自治法

Q 6

決であったのに対し、福

世間では随意契約自

審査しなければならない し、その必要性は厳格に 方法を選択する場合に比

かが問題となります。一

します。

る場合に該当」するか否 随意契約が、「政令で定め

の判断を是認したと言え 容としては最高裁が高裁 文は高裁判決ですが、内 ました。そのため、判決

命じる判決となりました。

Q 3

審判決が覆ったの なぜでしょうか

随意契約を選択したこと

法の趣旨に重きを置いて、 岡高裁の二審では、合特

ように思っている方 体が違法であるかの

は、行政の合理的な裁量

がでしょうか

も見えますが、

いか

で法根拠にした随意契約を最高裁が是認 FAX (03) 3272 - 9938

全国環整連

合特法の法制定までの経緯

伊万里市の浄化槽管理住民訴

され、 あった。 の条件として、し尿の収集 助長させていた。また、多 況のもと、当時の市町村は、 営んできた。このような状 処理業者は、厳しい経営環 理責任回避策として全国的 川への不法投棄を余儀なく| 運搬だけでなく処分につい けられ、一層の過当競争を らされながらも必死に業を くの業者は許可または委託 ているところが多数見受 汲み取り手数料を安く抑え 検挙される事も多々 | 別措置法」(合特法) 市町村のし尿処 理業等の合理化に関する特 より昭和5年に「下水道の の交渉の結果、議員立法に 数年にわたり国会・行政へ 儀なくされる事態に業界は 景のもと、業者が廃業を余 もせざるをえない歴史的背 責任まで負わされ不法投棄 固有の事務を代行してきた 面した。今日まで市町村の を余儀なくされる危機に直 始され、業者は業務の減少 の一環として都市部を中心 整備等に伴う一般廃棄物処 にも関わらず、不当に処理 に本格的な下水道事業が開 国の社会基盤整備 が制

特別措置法の目的

法に違反していない形に

処分まで行わせ、

自らは

したこともあったという。

可を業者に与え、さらにい市町村は収集運搬の許

併せて近代化、 集運搬が非効率になってい の安定的継続を保持させ、 くし尿処理業者等に対し、 を大きく受け、し尿等の収 経営支援を行うことで業務 により業務減少などの影響 合特法は、下水道の整備 | らせることにより、最後の 合理化を図 規模を縮小しつつも継続し に資する事が目的とされて まえ、廃棄物の適正な処理 なければならない現実を踏 で、し尿処理業者は全体の 一軒が下水道に繋がれるま

全国環整連 林顧問弁護士に聞く

伊万里市判例の趣旨



地方公共団体の契約方

随意契約は

合理的

裁量判断の範囲内

ていると思われます。

Q 5

最高裁棄却とはどう いうことでしょうか

巾先生に今回の判決内容についてお聞きした。 ここからは、全国環整連 顧問弁護士の林勘

伊万里市事件と一審判決の概要

て簡単に教えてくだ 伊万里市事件につい 賠償等を請求することの が違法であることの確認 に、上記請求を怠ること 義務づけを求めるととも に2403万円余の損害

Q 1

委託契約を随意契約によ 浄化槽維持管理等の業務 市と既存業者らとの間で 伊万里市住民が、伊万里 ています。 Q 2 審判決は、どんな

治法に違反し、その結果、 一般競争入札であれば見

り締結したことは地方自

被ったと主張して、伊万 額に相当する額の損害を に基づく契約代金との差 込めたであろう落札価格 締結時市長であったT氏 上記契約 の趣旨実現のため、 旨であるとして、合特法 の方法に制限を加えた趣 地方公共団体の契約締結 方自治法及び施行令が、 佐賀地方裁判所は、 般

援のため随意契約を選択

択したことから、その支 し合特法による支援を選 る影響を受けた業者に対

下水道等の供用開始によ

うするための方法として、

一判断の

範囲内だと判断し

じて行うためには、合特

務処理の形態、

従来から

里市長に対し、

Q 4 裁量判断の範囲内か 趣旨に重きを置いて はなぜでしょうか どうかを判断したの 福岡高裁が合特法の

を求めた住民訴訟となっ 判断だったのでしょ 自治法及び伊万里市条例 おり、少額契約は、地方 踏まえ、市町村責務を全 判示しています。一方、 をもとに違法ではないと 契約とに分けて判決して 契約を少額契約と非少額 の固有事務であることを 非少額契約については、 般廃棄物処理が市町村 福岡高裁は、本件随意

Q 7

え、業者は下水道等の供用 の趣旨および内容を踏ま 合特法及び関係通知等 どう扱われたので 判決の中で合特法は しょうか

の範囲内にあると判決し 服とした原告は、最高裁判 福岡高裁での判決を不 |ます。 随意契約というだ けで、違法性があるとか、 み、それぞれの契約方法を 域性や契約の特殊性に鑑 則としては、一般競争入 とることができるといえ することができます。地 契約、せり売り」を選択 て「指名競争入札、随意 といえますが、例外とし 札を選択するものである 項2項にあるように、原 地方自治法234条1

安定的し尿処理に合特法措置必要

的にし尿処理を必要に応 れるとして、「将来、安定 開始による影響を少なか らず受けたものと認めら 採ることにも合理性があ 目的に従った合理的な業 2業者を保護する方法を 点検等の業務を代替業務 る。」としています。そし として提供し、本件既存 て、「本件非少額契約の各 金の支出を避けるために を実施することによる公 特法8条の金融上の措置 採る必要が生じるが、 法による何らかの措置を 公共施設浄化槽保守

裁では、福岡高裁の判決一うことにはなりません。 所に上告しましたが、最高 公平性が保たれないとい

般廃棄物処理業の特殊性

特法は、このような一 わなければならない。合 小しつつも、継続して行

の業務の継続性や技術水

と随意契約の方式により

始により被った影響に

既

存2業者の

間収

準の維持、 者によるし尿処理等の事 本件既存2業

2業者の経営状況等の諸 里市にとって今後とも必 要であること、本件既存 業の安定的な継続が伊万

合理的な裁量判断の範囲 内にあるものとして、 考えれば、契約担当者の によることができる場合 行令2号により随意契約

事情を総合して考慮する と、伊万里市が本件非少

額契約を本件既存業者ら|ます。 にあたる」と判示してい

下水道転換完了まで継続浄化槽清掃は

し尿

責務について書かれ判決の中で市町村の ている部分を教えて

めて一般廃棄物処理業者 定を保持し、もって廃棄 を支援できることとし としたものである。そし 物の適正な処理を図ろう これらの事業の業務の安

文を引用し、「公共下水 ることは極めて困難であ その事業の転換、廃止等 道等の供用開始により、 備及び器材を他に転用す れらの事業者が事業の転 を余儀なくされるが、こ 不要となる運搬車等の設 一般廃棄物処理業者は、 厚生省事務次官の通知 廃止等を行う場合、 | 響の程度、市町村におけ り、裁量によりこれを決 理業者の経営に及ぼす影 ると解される」とありま 定できるとしたものであ る社会経済事情等によ れが地域の一般廃棄物処 道の整備の推進状況、こ ずるかについては、下水 のような内容の措置を講 否か、支援するとしてど て、市町村が支援するか 件既存2業者は、

われますか

とも必要であること」 が伊万里市にとって今後 等の事業の安定的な継続 存2業者によるし尿処理 前提とされました。 また判決では「本件既 画を策定する必要があ 速やかに合理化事業計 備計画が策定されれば、

の事業は、下水道の終末 保するためには、これら 槽清掃の適正な実施を確|

尿の処理及びし尿浄化

の転換が完了する直前ま 処理場によるし尿処理へ

その全体の規模を縮

るといえます。そして、

|理法にある一般廃棄物処 理業務が市町村の固有事

であること」や廃棄物処 市にとって今後とも必要 の安定的な継続が伊万里

によるし尿処理等の事業

廃止等も容易でない上、 り、このため事業の転換、

Q 9 判決文では下水道等 の供用開始による影 響をどう解釈してい るのでしょうか

> の影響がないとは言え いないことで、業者へ 現在処理量が減少して

務であることから考えれ

まとめ

化事業計画は、最後の

業者が下水道等の供用開 判決では「本件既存2

合理化事業計画を定

締結したことは、合特法 の前記趣旨をも合わせて ことからすれば、著しい 浄化槽の下水道への切替 り、昭和63年度から平成 道普及率が51・9%であ る。」とあります。本件 えが合計902(浄化槽 | るので、下水道等の事業 合計が3765に、既存 下水道への接続世帯数の 18年度までの既設建物の ける、平成18年度の下水 ついては、 設置数(合併))に及ぶ 響を受けるものといえ 伊万里市にお 今後も影 |あったことも影響してい |うに見えるが、自助努力 の推移により、今後とも や委託契約による収益が あり、下水道による著し 平成3年以降増加傾向に と、浄化槽汚泥処理量も 実績は増加しているこ が予測できることに変わ 大きな影響を受けること い影響を受けていないよ

速やかな 合理化事業計画策定が必要

Q 10 聞きますが、 ないために合理化事 処理量が減少してい 業計画を策定してい ない市町村があると

間についてどう考え 合特法では、その期 られていますか」

一のことから、下水道整 一と判示しています。こ 浄化槽汚泥処理量が増 たものと認められる。」 影響を少なからず受け 加しているとしても、 道等の供用開始による 判決では、「収入や、 て行わなければならな を縮小しつつも、継続し 判決文「本件既存2業者 い。」とあります。また 前まで、その全体の規模 理への転換が完了する直 終末処理場によるし尿処 れらの事業は、下水道の 浄化槽清掃の適正な実施 を確保するためには、 厚生省事務次官通知で 「し尿の処理及びし尿

できる。

画が必要であると読み取ることが

合特法に基づく合理化事業計

|りはない旨判示していま

はなく、

Q 11

随意契約は裁量の範囲内 継続的処理に合特法措置

全うするために、 見受けられるが、 の支援がなされていないところが に基づく合理化事業計画の策定が でいる市町村であっても、 められる。 全国的には、下水道整備が進 もしくは、 転換業務提供等 早々の対応が求 市町村の責務を 合特法

(適正処理推進部会)

源推進部会が総括した。 部会、浄化槽部会、循環資

(全国大会の詳細は次号に

新たな信頼確保へ

第42回全国大会を盛大に挙行

して随意契約の方式とすることは、 において、 定の一般廃棄物処理業者との契約 今回の判決は、 「合特法」 地方自治体が特 の趣旨を考慮

槽清掃について、 者を救済するという意味のもので 50年施行「合特法」の目的は、 ると判示している。 行政の合理的な裁量の範囲内にあ し尿の処理及びし尿浄化 その業務の安 これは、 昭 業

高等裁判所の判決、一般廃 国大会については、 知見を深めるとした。 料をまとめ、行政を交えて 理化協定モデルについて資 特別措置法と関連通知、合 法と廃棄物処理法、合理化 棄物処理の変遷、地方自治 マに伊万里市裁判での福岡 れる全国環整連の第42回全 A会場で「合特法」をテー 10月31日に岐阜県で開か 分科会

継続させる手段として、業者に対

の一般廃棄物処理業務を安定的に

なっている。 市町村の責務として

あることを改めて確認する判決と

適正な処理に資することが目的で

定を保持するとともに、

廃棄物の

等裁判所が 認した最高 随意契約の 性、並びに 契約の適法 適法性を是 下した随意 ち、福岡高 が演台に立 を棄却し、 原告の上告

旦、11月1 加した(写真)。

るさまざまな問題について、行政 とともに認識を共有し、業界の在 一般廃棄物の適正処理に関連す るべき姿を議論する同大会

ンドホテル」で第42回 日の2日間、岐阜市の

至国大会を

「岐阜グラ

全国から140

全国環整連は10月31

掘り下げた議論を行った。 だが、今年度は新たに「分 解説した後、適正処理推進 の課題、取り組みについて 「ごみ」で、それぞれ近年 科会」を設け、従来より アーマは「合特法」「

浄化槽」

3 分科会で合特法、浄化槽、 ごみ

伊万里市の随契適法判決を学習

適正処理推進部会が研修会

量範囲であったとする福岡高裁判決の経緯と、原告 里市(佐賀県)が浄化槽維持管理業務を既存業者と 水会館で全体会議を開い の上告を棄却した最高裁の判断について学習した。 随意契約したことは、合特法の趣旨からも行政の裁 林勘市顧問弁護士を講師 適正処理推進部会は9 に迎え研修会を実施。伊万 た(写真)。会議の後半では、 月13日、東京・一ツ橋の如

引き続き研修会では林

ることが明確になるとし

全体会議では、佐賀県吉 顧問弁護士

議結果、今後の展開などを 野ヶ里町での行政交渉の協

裁判所の判 決について

める」考え方は間違いであ じてくる「区域割りの排除」 先や自由競争の発想から生 解していれば、経済性の優 が双方の役割をしっかり理 委託業者を競争入札で決 結論として、行政と業者



謹啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。 この度、LAM-150・200の回収作業でご尽力賜りありがとうございました。 回収作業がまだお済でない場合は、ご購入いただいた代理店様へご連絡くださいますようお願い致します。 引き続きメドーブロワをご愛顧賜りますよう何卒よろしくお願い致します。

修理研修受付中/デモ機依頼お気軽に! www.nitto-kohki.co.jp

日東工器株式会社

東部販売課 〒146-8555 東京都大田区仲池上 2-9-4 Tel:03-5748-5521 Fax:03-3754-0258 西部販売課 〒537-0001 大阪市東成区深江北 2-10-10 Tel:06-6976-3271 Fax:06-6976-3841

浄化槽用塩素剤について

◎保証金不要

◎役所 販売店募集 しています。是非お電話下さい。

◎自社の維持管理の他に相当な需要があります。

◎経費削減は社員第一番の義務です。 ◎役所の入札を取りたい方はお電話下さい。 ◎下水がどんどん入ってきます。早く気付いて下さい。

得數

現在の製品は非常に良くなっています。

- 〈1〉今お使いになっているのと同じ有機系塩素剤です。
- 〈2〉従来品の2~3倍長持ちします。(当社比)
- (3) 即納体制で翌日配達します。
- 〈4〉メーカーの全面的バックアップにより安定供給できます。

「圖**圖** ○ □ ゴールドSS−900塩素剤

| 有機系塩素剤トリクロロイソシアヌール酸99% |

①ゴールドSS900ST 50g錠 単独用 15kg ⑤ゴールドSS900M 100g錠 小型合併用 15kg (50g×6錠×50本)

②ゴールドSS900 30g錠 合併用 15kg (30g・5kg×3袋)

③ゴールドSS900 30g錠 単独用 15kg (30g×10錠×50本)

④ゴールドSS900 15g錠 単独用 15kg (15g×20錠×50本)

(100g×5錠×30本)

⑥ゴールドSS900J 150g錠 合併用 15kg (150g×5錠×20本)

⑦ゴールドSS900 15g錠 合併用 15kg (15g・1.5kg×10袋)

得意取扱品 = 水処理機械・薬品、公害防止機器、化学工業薬品、ブロワ、水中ボンプ、フロート、散気管、換気装置、合併取替装置、ルーツブロワ、水中ブロワ、 スクリーン、浄化機能促進剤、高圧洗浄機、排水管清掃機器、DO、PH、小型MLSS計、採水器、水質検査器、風量計、消泡剤、殺虫プレート、透視度計

株式会社サンケン中部環境研究所

〒443-0104 愛知県蒲郡市形原町三浦17-9 TEL (0533)57-2026/FAX (0533)57-1585

Nikkan

日本環境整備事業 西日本 TEL (06) 6314-3712/FAX (06) 6363-0756

東京環境整備事業 東日本 TEL (03) 3370-6644 / FAX (03) 3370-4646

金沢から 全国、海外に・・ 誠意と信頼の

水処理関連機器の総合商社

即答即配システムが当社のモットーで

株式会社日環商事

■取扱商品

水質檢查器·理化学機器 浄化槽用消毒薬·維持管理剤

電動工具·制御機器·記録紙 浄化槽関連部品·FRP補修剤 社 〒920-0333 石川県金沢市無量寺5丁目75番地 TEL:076-268-1771(代) FAX:076-267-5348 FAX専用 フリーダイヤル 0120-617-718

E-mail:info@nikkan-shoji.co.jp http://www.nikkan-shoji.co.jp

四国営業所 〒769-0103 香川県高松市国分寺町福家甲196番地1-101 TEL:087-813-7621 FAX:087-813-7011

九州営業所 〒812-0861 福岡県福岡市博多区浦田1丁目5番21号-7 TEL:092-558-4828 FAX:092-558-4827

浄化槽用殺菌・消毒剤(医薬品)

- ① 吸湿・膨張(棚吊)せず不溶解分がほとんどありません。
- ② 簡便で経済的な維持管理が出来ます。
- ③ 長期間の保存にも耐え、品質低下もほとんどありません。



水は生命のみなもと。 快適な生活環境を守るために、 私達が使った水はきれいにして 自然界に帰しましょう。 四国化成の〈ポンシロール〉は 安定した消毒・殺菌効果がえられ 経済的な維持管理ができます。

速効持続型消臭剤

- ① 浄化槽が臭う時に。
- ② 清掃・くみ取り後の種付け。
- ④ 消臭成分が素早く脱臭
- ⑤ 微生物の働きで浄化を促進
- ③ 水溶性フィルムだから簡単投入。 ⑥ 浄化槽はいつもすっきり健康



小型合併槽・家庭浄化槽用に好評です!

四国化成工業株式会社

幕張支社 Tel.043-296-1665 福岡営業所 Tel.092-431-4111 大阪支社 Tel. 06-6380-4112 名古屋営業所 Tel. 052-705-0116



濁度、PH/ORP計、DO計、塩素イオン計 レーザー濁度計、導電率計、電磁濃度計 COD計、各種試薬・標準液、ETC

KRK 笠原理化互業株式会社

本社:埼玉県久喜市吉羽1-10-10 20480-23-1781 FAX 0480-23-2749 URL http://www.krkjpn.co.jp



判例 (伊万里市事件)

争われた住民訴訟において、裁判所は「合特法」 とすることは、行政の合理的な裁量の範囲内に の趣旨を考慮して、業務委託を随意契約の方式 あると判示した判例。 随意契約とすることが、地方自治法に反するか 地方自治体が、特定の一般廃棄物処理業者と

の処理及びし尿浄化槽清掃について、その業務 を遂行しなければならない責務が明確になった。 等が下水道へ接続される最後の一軒までの業務 理に資することが目的であることを改めて確認 の安定を保持するとともに、廃棄物の適正な処 できる判決となっている。業者には、し尿処理 者を救済するという意味のものではなく、し尿 昭和50年に施行された「合特法」の目的は業

(担当弁護士解説)

佐賀地方裁判所 一審判決言渡日 被告 106万円余支払い等 平成23年1月21日

福岡高等裁判所 二審判決言渡日 一審被告敗訴部分判決取消 平成24年4月12日

最高裁判所 上告棄却決定日 平成26年4月3日

最高裁判所

〈決定日付〉 平成26年4月3日 (平成24年 (行ヒ) 第289号) (平成24年(行ツ)第244号) 〈事件番号〉 最高裁判所決定

〈決定事項〉 本件上告を棄却する。

主

- 本件を上告審として受理しない。
- 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負

担とする。

最高裁判所第一小法廷

岡 高 等裁判所

〈事件番号〉 福岡高等裁判所判決 (平成23年 (行コ) 第5号)

(5)

〈判決事項〉 〈判決日付〉 平成24年4月12日 主 文

- 訴部分を取り消す。 一審被告の控訴に基づき、原判決中一審被告敗
- 一審原告らの請求をいずれも棄却する。
- 一審原告らの本件控訴をいずれも棄却する。
- とする。 た費用を含む。)は1、2審とも一審原告らの負担 訴訟費用(当審における補助参加によって生じ

事実及び理由

第 1 当事者の求めた裁判

(一審原告らの控訴について)

- 控訴の趣旨
- (1)原判決を次のとおり変更する。
- (2)一審被告は、Tに対し、2403万8617円 及びこれに対する平成20年4月11日から支払済み まで年5分の割合による金員の支払を請求せよ。
- (3) 一審被告がTに対し、2403万8617円の 支払の請求を怠ることが違法であることを確認す
- (4)訴訟費用は1、2審とも一審被告の負担とする。
- (5)(2)項につき仮執行宣言 控訴の趣旨に対する答弁
- 2
- (1)一審原告らの控訴をいずれも棄却する。
- (2) 控訴費用は一審原告らの負担とする。

(一審被告の控訴について)

- 控訴の趣旨
- (1) 原判決中一審被告敗訴部分を取り消す。
- (2) 一審原告らの請求をいずれも棄却する。
- (3) 訴訟費用は1、2審とも一審原告らの負担とす
- 2 控訴の趣旨に対する答弁
- (1) 一審被告の控訴を棄却する。
- (2) 控訴費用は一審被告の負担とする。

第2 事案の概要

り締結したことは、地方自治法(以下「法」という。) 争入札であれば形成されたであろう落札価格に基づ 234条等に違反し、その結果、伊万里市が一般競 槽維持管理等の業務委託契約を随意契約の方式によ 市が、平成19年4月1日、既存業者らとの間で浄化 く契約代金との差額に相当する額の損害を被った 本件は、伊万里市の住民である一審原告らが、同

> の市長であったTに対する2403万8617円の242条の2第1項4号に基づき、上記契約締結時 払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害 金の支払を請求することの義務づけを求めるととも 違法であることの確認を求めた住民訴訟である。 訴状送達の日の翌日である平成20年4月11日から支 損害賠償及びこれに対する不法行為の後である本件 と主張して、伊万里市長である一審被告に対し、 に、同条1項3号に基づき、上記請求を怠ることが

払を請求することの義務づけ及び同請求を怠ることが 違法であることの確認を求める限度で認容し、その余 同E、同Fは、控訴後本件訴えを取り下げた。 敗訴部分を不服として控訴したが、一審原告C、 の請求を棄却した。一審原告ら及び一審被告双方が各 106万6647円及びこれに対する遅延損害金の支

前提事実及び争点(省略)

第3 当裁判所の判断

別紙1「一覧表」及び同2「浄化槽委託業務・予定 とおり補正するほかは、原判決の「第3 当裁判所 の判断」欄に記載(21頁初行から31頁末行まで。なお、 から、これを引用する。 価格と契約価格の比較表」を含む。)のとおりである 当裁判所の認定判断のうち「認定事実」は、

(1)原判決21頁17行目から20行目までを次のとおり 24、25、弁論の全趣旨)。」 管理を主な業務とする一般廃棄物処理業者の団体 改める。「なお、」は、全国環境整備事業協同組合 である前記佐賀県環境整備協同組合の会員であり、 連合会の会員であり、し尿収集並びに浄化槽維持 大衆環境開発センターは、その会員ではない(乙

(2) 同2頁6行目の「なお、」から10行目末尾まで ないし⑩については平成16年度から平成18年度ま 1一覧表「番号」欄①、②、⑩、⑫ないし⑭、⑯を次のとおり改める。「なお、伊万里市は、別紙 守点検業務と清掃業務を分離発注した。」 掃業務を一体的に発注していたが、平成19年度に で、同④ないし⑨、(21)ないし(25)については おいては、同③、①及び⑤を除いて、浄化槽の保 平成18年度において、浄化槽の保守点検業務と清

(4) 同25頁9行目から17行目までを次のとおり改め (3) 同24頁末行の「保証」を「補償」と改める。

随意契約を締結しようとし、あるいは、指名競争入 札に参加しようとする業者は、入札資格審査申請書 「平成18年又は平成19年ころ、伊万里市においては、

原審は、一審被告に対し、Tに対し上記損害金 (乙26) において、支出に関する専決事項を定めて を決定し、あるいは随意契約の方針を決定し、決 委員会)に諮問し、指名審査委員会は、指名業者 録、記載し、その中から当該工事や業務に一番適当 を財政課に提出しなければならず、財政課は、入 おり、同別表第4の「第2 支出に関する専決事 なお、伊万里市は、伊万里市事務処理規程別表第4 裁権限を有する者の決裁を得ることとなっていた。 である業者を選定し、これを各部の指名審査委員会 札資格審査申請書を提出した業者の資格審査を行 11000万円を超える契約の場合は市の指名審査 い、資格ありと判断した業者を業者指名台帳に登

次の (5)同25頁23行の「Tは」を「T及び上記区分によ 要とされている。本件各随意契約のうち、Tの決済 専決により決せられていた。」 を得る必要があったのは、一覧表⑪の契約について 円を超える委託料を支払う場合に市長の決裁が必 各課の課長の専決者区分とされており、1000万 え500万円までが各部の部長、200万円以下は 項」の(10)「委託料」として、500万円を超え だけであり、その余は、上記区分に従い補助職員の -000万円までの区分が副市長、200万円を超

(6) 同30頁25行目の「なお、」から31頁初行末尾ま り専決すべき補助職員は」と、同26頁16行目、同 でを次のとおり改める。 27頁1行目及び同頁12行目の各「Tは」を「伊万 里市は」とそれぞれ改める。

から従量制の手数料総額を引いて算出したもので 「なお、定額制の手数料総額は、Jの年間収入実績

(7) 同3頁11・12行目の「し尿収集響額」を「し尿 処理影響額」と改める。

2 争点等についての判断

を濫用して提訴されたものである旨を主張する。札参加を目的とするものであることなどから、訴権 反行為を行っていた一審原告Xーが当該浄化槽の入 となって提起されたものであるところ、浄化槽法違 (1)補助参加人の訴権の濫用との主張について 補助参加人は、本件訴訟は、一審原告X1が中心

X1以 外の一審原告らの本件訴訟が訴権濫用に当 を行っていたからといって、本件につき訴権を濫用 たらないことは明らかである。したがって、補助参 数の住民が原告となった住民訴訟であり、一審原告 かる公金の違法支出に一審原告X1が加担したこと を認めるに足りる確たる証拠はない。本件訴訟が多 しているものと解することはできないし、主張にか しかし、一審原告Xーが主張の浄化槽法違反行為

(2) 随意契約の適法性について 加人の上記主張は採用できない。

も指摘され得ることから、施行令・ ど公正を妨げる事態を生じるおそれがあるという短所 相手方が固定化し、契約の締結が情実に左右されるな が、普通地方公共団体の締結する契約については、機 よることができる。」と規定しているが、これは、 は、政令で定める場合に該当するときに限り、これに 2項は「前項の指名競争入札、随意契約又はせり売り の方法により締結するものとする。」と規定し、同条 定して随意契約の方法による契約の締結を許容するこ は前記法の趣旨を受けて同項に掲げる一定の場合に限 る相手方を選定できるという長所がある反面、契約の ある随意契約によるときは、手続きが簡略で経費の負 ができる。そして、そのような例外的な方法の一つで の有利性を確保し得るという観点から、一般競争入札 会均等の理念に最も適合して公正であり、かつ、価格 ととしたものと解することができる。 担が少なくてすみ、しかも、契約の目的、内容に照ら 例外的なものとして位置づけているものと解すること こ、それに相応する資力、信用、技術、経験等を有す 般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売り 法234条1項は「売買、賃借、請負その他の契約は、 方法によるべきことを原則とし、それ以外の方法を

(3) 本件少額契約について

以外のものにつき、限度額を5万円と規定する(乙 の借入れ、(4)財産の売払い、(5)物件の貸付け) 円と規定する。これを受けて、伊万里市財務規則 各号に掲げる以外もの」として市町村について50万 通地方公共団体の規則で定める額を超えないものと 約によることができることとしたものである。 能率的な行政運営を阻害することから、契約の種類 競走入札で行うことは、事務量がいたずらに増大し、 事又は製造の請負、(2)財産の買入れ、(3)物件 するとき。」と規定し、施行令別表第5第6号は「前 種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普 料の年額又は総額)が別表第5上欄に掲げる契約の その予定価格(賃借の契約にあっては、予定賃貸借 に応じた一定の金額以内のものについては、随意契 54条の2第6号は、前各号に掲げる((1)工 施行令1号は、「売買、賃借、請負その他の契約で 施行令1号は、金額の少額な契約についてまで

個、

個ないし

(21)、

(23)の

名契約)は、

予定価格 き、この契約及び代金支払いのための支出行為をもっ て違法ということはできない。 そうすると、本件少額契約(一覧表①、⑤、⑦、⑩、⑬、 50万円以下であるから、随意契約によることがで

この点について、一審原告らは、上記の規定に基

断したのではないから、本件少額契約が適法となる づいて本件各随意契約を締結することの適法性を判 ものではない旨を主張する。

(6)

から、担当者がこの規定を認識していたか否かにか かわらず、同規定の適用を受けることに変わりはな く、一審原告らの上記主張は採用できない。 るとしたのは、能率的な行政運営を図るためである 金額以内のものについて随意契約によることができ 本件各随意契約のうち本件少額契約以外の契約 かし、上記規定が、契約の種類に応じた一定の

(以下「本件非少額契約」という。)について

利益の増進につながると合理的に判断される場合 り妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の 締結をするという方法をとるのが当該契約の性質 等を有する相手方を選定しその者との間で契約の 格の有利性を犠牲にする結果になるとしても、普 いえないが、不特定多数の者の参加を求め競走原 契約の相手方がおのずから特定の者に限定されて をするとき」とは、当該契約の目的物の性質から る「その性質又は目的が競争入札に適しないもの ないものをするとき。」と規定する。同号に掲げ の他の契約でその性質又は目的が競争入札に適し ものと解するのが相当である。(以上につき、昭担当者の合理的な裁量判断により決定されるべき ごとに、

当該契約の種類、内容、

性質、目的等諸 法及び施行令の趣旨を勘案し、個々具体的な契約 価格の有利性を図ることを目的として普通地方公 ような場合に該当するか否かは、契約の公正及び 照らし、それに相応する資力、信用、技術、経験 通地方公共団体において当該契約の目的、 理に基づいて契約の相手方を決定することが必ず うな場合に限定されるものではなく、競争入札の うべき場合がこれに該当するが、必ずしもこのよ 法による契約の締結が不可能又は著しく困難とい 契約の目的を達成する上で必要とされる場合など 又は納入に使用させるため必要な物品の売払いそ 方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工 合として、「不動産の買入れ又は借入れ、普通地 般の事情を考慮して当該普通地方公共団体の契約 共団体の契約締結の方法に制限を加えている前記 も該当するものと解すべきである。そして、石の 万法によること自体が不可能又は著しく困難とは に照らし又はその目的を究極的に達成する上でよ 施行令2号は、随意契約によることができる場 も適当ではなく、当該契約自体では多少とも価 該契約の性質又は目的に照らして競争入札の方 まう場合や契約の締結を秘密にすることが当該

> 2業者との間で、下水道が供用開始された昭和 務について、本件既存2業者との間で随意契約 の本件仮協定を締結したことを受けて、平成19 設置された3施設については浄化槽保守点検業 63年3月30日までに設置した施設については、 指名競争入札を実施していた浄化槽維持管理業 年4月1日、それまで本件既存2業者との間で 務及び清掃業務の発注を分離して行う旨の内容 代替業務の対象とすることとし、昭和63年以後 受けたことから、平成18年12月26日、本件既存 合特法に基づき代替業務の提供を求める陳情を を締結するに至ったものである。 本件各随意契約は、前記1のとおり、Tが、

の相応する資力、信用、技術、経験等の有無の 随意契約によることができる場合にあたるか否 るか否かを判断することとなる。 合わせて考慮し、上記合理的な裁量判断といえ かを判断するにあたっては、各契約の目的、内 容に照らし、本件既存2業者や本件新規業者ら そこで、本件非少額契約が施行令2号により 合特法及び関係通知等の趣旨及び内容も

および内容について検討する。 そこで、まず、合特法及び関係通知等の趣旨

(ア)上記前提事実2(4)カの厚生事務次官通 画を定めて一般廃棄物処理業者を支援できる 廃棄物処理業の特殊性に鑑み、市町村は、 浄化槽清掃の適正な実施を確保するためには、 は極めて困難であり、このため事業の転換、 運搬車等の設備及び器材を他に転用すること 止等を余儀なくされるが、これらの事業者が 知のとおり、公共下水道等の供用開始により、 状況、これが地域の一般廃棄物処理業者の経 を講ずるかについては、下水道の整備の推進 否か、支援するとしてどのような内容の措置 たものである。そして、市町村が支援するか こととし、これらの事業の業務の安定を保持 ければならない。合特法は、このような一般 全体の規模を縮小しつつも、継続して行わな これらの事業は、下水道の終末処理場による 事業の転換、廃止等を行う場合、不要となる 者の自助努力を基本としつつ、合理化事業計 し尿処理への転換が完了する直前まで、その 経済事情等により、裁量によりこれを決定で 一般廃棄物処理業者は、その事業の転換、廃 止等も容易でない上、し尿の処理及びし尿 もって廃棄物の適正な処理を図ろうとし 反ぼす影響の程度、 業

> (イ) ところで、合特法3条1項は、市町村が、 事の承認を受けることができる旨を規定して 政令で定める事由によりその経営の基礎とな 当該市町村の区域に係る下水道の整備その他 既存2業者が下水道等の供用開始により被っ おり、一般廃棄物処理業者の受ける著しい影響 適正化を図るための事業(合理化事業)に関す 影響を緩和し、併せて経営の近代化及び規模の 般廃棄物処理業等について、その受ける著しい きるとしたものであると解される。 を緩和することを要件の1つとしている。 本件 る計画(合理化事業計画)を定め、都道府県知 る諸条件に著しい変化を生ずることとなる一 ついては平成18年度において、浄化槽の保守点検 18年度まで、同④ないし⑨、21) ないし (25) に 業務と清掃業務を一体的に発注していたところ、 体的に発注することにより、業務の効率化を図

業務の委託契約による収益があったことも、 著しい影響を受け、今後も影響を受けるものと 業務の委託契約による収益があったことも、上自助努力があり、伊万里市内の浄化槽維持管理 供用開始により収益、収入実績において著し き以であったのに対し、平成18年度は9493 る収入実績は、平成元年度における収入実績に 後いったん減少したものの、平成18年度におけ 年度以後平成9年度まで増加傾向にあり、その められず、Jの年間収入実績を見ても、平成元 年とほぼ同じ程度であって、全体としてし尿処 ば、平成18年度におけるし尿処理量は、平成元 槽の下水道への切替えが合計902(浄化槽設 年度から平成18年度までの既設建物の下水道 年度の下水道普及率が51・9%であり、昭和63 もっとも、本件既存2業者には、前記のような 年度から平成18年度までの推移によれば、その 影響を受けることが予測できるものの、平成3 き以と大幅に増加していることが認められる。 り、平成3年度の浄化槽汚泥処理量が6141 比して著しく増加していること、浄化槽汚泥処 置数(合併))に及ぶこと(乙6)からすれば、 た影響については、伊万里市における、平成18 い影響を受けたとまで認めることはできない。 ト水道等の事業の推移により、今後とも大きな これらの事情を考慮すると、本件既存2業者が、 理量は、平成3年以後全体として増加傾向にあ 理業務による収益が減少しているとまでは認 いえる。もっとも、上記認定事実(5)によれ への接続世帯数の合計が3765に、既存浄化 平成元年度以後、し尿処理件数は減少している。 考慮すれば、上記のとおり、補助参加人の収入や、ていることも収益維持に寄与している。以上を 務を行っていたのは本件既存2業者だけである。 業員は6人で、その内訳は、事務1人、技術者 業務委託を受けた実績はなく、平成19年当時の従 河川保全(找採)工事ー件で、浄化槽保守管理の り、平成19年当時の従業員は3人で、その内訳は、 伊万里市は、本件新規業者らについて、各会社 たる業務を行い、経営の多角化を図る努力をし ⑦Jがし尿処理業務の他にも賃貸マンションを ⑥平成元年度以後汲取り式から簡易水洗式へ移 供用開始以前にし尿処理又は浄化槽保守点検業 2人、その他3人であった(乙6)。⑤下水道の 61)、(B) Iは、平成17年の業務経歴は、大川原 事務1人、技術者(浄化槽管理士)2人であり(乙 や業務経歴の点では本件既存2業者に劣ってお 理施設維持管理業務の業務経歴はあったが、規模 約締結の適格性を審査したが、(A)Gは、平成 から提出された一般競争(指名競争)参加資格審 れている。

④Gが、

平成17年12月19日、

伊万里市 う適切な処理が期待され、突発事故など緊急事態 けであり、本件新規事業者らは許可を受けていな れるというメリットが考えられる。②清掃許可を るとともに、委託費用が割高になることを避けら 既存2業者は、下水道等の供用開始による影響 浄化槽汚泥処理量が増加しているとしても、本件 境開発センターがスイミングクラブ等多種にわ 所有して不動産賃貸業を経営し、また、大衆環 行する世帯が増加したことが主な原因となって、 18年度に佐賀県立伊万里農林高校の畜舎汚水処 5月、保守点検業に関する登録を経たころから、 に入札参加資格申請書を提出し、1が、平成18年 に対応するため、複数人の同時作業が義務づけら 関係法令を遵守し、事故等の不祥事を生じないよ 槽であって、いずれも、規模が大きいものであり、 農業集落排水処理施設や学校・公園などの浄化 い。③本件非少額契約の目的となっているのは、 有する事業者は、伊万里市では本件既存業者らだ 査申請書及びその添付書類などをもとに委託契

13 本 置を採る必要が生じるが、 合特法8条の金融上

> ことが見込まれる。(乙14、15、31、60、61、丙 昭和63年以降設置された3施設は既に競争入札 護する方法を採ることにも合理性がある。⑨⑨ るためには、公共施設浄化槽保守点検等の業務 が実施され、今後もそのような施設が増加する を代替業務として提供し、本件既存2業者を保 の措置を実施することによる公金の支出を避け 52、弁論の全趣旨)

既存業者らと随意契約の方式により締結したこ 考慮すると、伊万里市が本件非少額契約を本件 わらず、前記のような、本件非少額契約の各目 審原告Xーが違法行為に関与したか否かにかか ことができる場合にあたるものということがで ものとして、施行令2号により随意契約による 契約担当者の合理的な裁量判断の範囲内にある 件既存2業者の経営状況等の諸事情を総合して 業者によるし尿処理等の事業の安定的な継続が の業務の継続性や技術水準の維持、本件既存2 的に従った合理的な業務処理の形態、従来から そうすると、本件非少額契約については、一 **万里市にとって今後とも必要であること、本** 合特法の前記趣旨をも合わせて考えれば、

(5) 時機に後れた攻撃防御方法との主張について

るものと認められないことは明らかである。した 過失により時機に後れた主張・立証を行なったと 原審での訴訟の経緯、原判決の内容、一審被告の がって、一審原告らの上記主張は採用できない。 はいえないし、訴訟の完結を遅延させることにな 当審における訴訟告知を受けて、補助参加人が本 立証について、時機に後れた攻撃防御方法である 立証の内容及び当審における審理の経緯に照らせ 件訴訟に補助参加したこと、補助参加人の主張・ から却下されるべきである旨を主張する。しかし、 審原告らは、一審被告及び補助参加人の主張・ 一審被告及び補助参加人が、故意又は重大な

第 4 結論

れも棄却すべきであるところ、これと異なる原判決は でもなく、一審原告らの請求は、理由がないからいず ら、原判決中一審被告敗訴部分を取り消し、 からいずれも棄却し、一審被告の控訴は理由があるか らの請求をいずれも棄却することとして、主文のとお 一部が失当であって、一審原告らの控訴は理由がない 以上によれば、その余の争点については判断するま

福岡高等裁判所第3民事部

を少なからず受けたものと認められる。⑧本件 既存2業者が、将来、安定的にし尿処理を必要に

⑪、⑩ないし⑩については平成16年度から平成 件既存2業者との間で、一覧表①、②、⑩、⑫、 は本件既存2業者しかおらず、伊万里市は、 る。①従来、伊万里市には浄化槽の保守点検業者 次に、本件既存2業者の現状等について検討す 記に影響したものといえる。